



療養給付 Q&A



給付の対象になる医療費は？

保険診療の一部負担金が給付の対象になります。(入院、通院、調剤、訪問看護など)

薬局は給付対象になりますか？

保険適用の薬は外来分として申請できます。
市販薬は対象外です。

配偶者も給付を受けられますか？

配偶者資格を取得している場合は、職業、保険証の種類、年齢を問わず給付を受けられます。
対象者は、組合員証の「配偶者欄」に氏名が記載されています。
(注)給付金は退職組合員の口座に振り込まれます。

同じ月に3カ所の医療機関に通院しました。かかった医療費は合算して申請できますか？

合算できます。
ただし、入院と外来は合算できません。

夫婦の医療費を合算できますか？

合算できません。受診者ごとに計算します。

現行給付基準適用措置に該当します。どのように申請すればいいですか？

申請方法に変更はありませんので、今までと同じようにご申請ください。

現行給付基準適用措置は配偶者も適用されますか？

適用されます。退職組合員の退職日を基準とします。

再任用中でも給付を受けられますか？

退職組合員資格を取得していれば、給付を受けることができます。

給付を受けるための手続きは？

療養費給付申請書と添付書類の提出が必要です。
添付書類：医療費通知コピーまたは領収書コピー

給付内容が変わる可能性はありますか？

はい。5年に一度、財政問題検討委員会が開催され、財政の見直しが行われます。財政状況によっては、給付内容が変更になる可能性があります。
検討委員会が開催される時は、ウェブサイトや退教互だよりでお知らせします。

令和6年4月以降に申請すると2,000円控除5割給付になるのですか？

いいえ。
申請する月ではなく「受診した月」が基準となります。
令和6年3月以前の受診分は、令和6年4月以降に申請しても2,000円控除6割給付となります。

新基準の場合、1カ月の自己負担額合計がいくら以上の場合に給付になりますか？

新基準では給付額の端数処理で100円未満を切り捨てるため、自己負担額の合計が2,200円以上の場合に給付になります。

(例) ひと月の合計が2,199円の場合は、
 $(2,199円 - 2,000円) \times 0.5 = 99.5$
⇒100円未満切り捨てるため給付額0円

制度変更についてのご質問は、退教互事務局までお問い合わせください。

ウェブサイトの問い合わせフォームもご利用いただけます。